

# 認知症対応型通所介護

基本部分 ( )内旧単位		定員超え 又は 看護・介護 職員の員数 が基準に 満たない 場合	感染症又は 災害の発生に より利用者数 の減少が 一定以上 生じている	高齢者虐待 防止措置 未実施減算	業務継続 未策定減算	2時間以上 3時間未満 の通所介護 を行う場合	8時間以上 9時間未満の 通所介護の 前後に 日常生活上 の世話を 行う 場合	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	同一建物等 減算	事業所が 送迎を 行わない 場合
認知症対応型通所介護費 (1) (i) (1回あたり)										
3時間以上 4時間未満	要介護1	543 単位 (542)								
	要介護2	597 単位 (596)								
	要介護3	653 単位 (652)								
	要介護4	708 単位 (707)								
	要介護5	762 単位 (761)								
4時間以上 5時間未満	要介護1	569 単位 (568)				×63/100				
	要介護2	626 単位 (625)								
	要介護3	684 単位 (683)								
	要介護4	741 単位 (740)								
	要介護5	799 単位 (797)								
5時間以上 6時間未満	要介護1	858 単位 (856)				×70/100				
	要介護2	950 単位 (948)								
	要介護3	1,040 単位 (1,038)								
	要介護4	1,132 単位 (1,130)								
	要介護5	1,225 単位 (1,223)								
6時間以上 7時間未満	要介護1	880 単位 (878)	+3/100	-1/100	-1/100			+5/100	-94 単位 (1日につき)	-47 単位 (片道につき)
	要介護2	974 単位 (972)								
	要介護3	1,066 単位 (1,064)								
	要介護4	1,161 単位 (1,159)								
	要介護5	1,256 単位 (1,254)								
7時間以上 8時間未満	要介護1	994 単位 (992)								
	要介護2	1,102 単位 (1,100)								
	要介護3	1,210 単位 (1,208)								
	要介護4	1,319 単位 (1,316)								
	要介護5	1,427 単位 (1,424)								
8時間以上 9時間未満	要介護1	1,026 単位 (1,024)								
	要介護2	1,137 単位 (1,135)								
	要介護3	1,248 単位 (1,246)								
	要介護4	1,362 単位 (1,359)								
	要介護5	1,472 単位 (1,469)								

※1  
9~10時間未満 + 50 単位  
10~11時間未満 +100 単位  
11~12時間未満 +150 単位  
12~13時間未満 +200 単位  
13~14時間未満 +250 単位

※1 吹出参照

支給限度額管理対象外

# 介護予防認知症対応型通所介護

基本部分 ( )内旧単位		介護予防認知症対応型通所介護費 (I) (i) (1回あたり)		定員超え 又は 看護・介護 職員の員数 が基準に 満たない 場合	感染症又は 災害の発生に より利用者数 の減少が 一定以上 生じている	高齢者虐待 防止措置 未実施減算	業務継続 未策定減算	2時間以上 3時間未満 の通所介護 を行う場合	8時間以上 9時間未満の 通所介護の 前後に 日常生活上 の世話を 行う 場合	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	同一建物等 減算	事業所が 送迎を 行わない 場合
3時間以上 4時間未満	要支援1		475単位 (474)	×70/100	+3/100	<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>	×63/100		+5/100	-94単位 (1日につき)	-47単位 (片道につき)
	要支援2		526単位 (525)									
4時間以上 5時間未満	要支援1		497単位 (496)									
	要支援2		551単位 (550)									
5時間以上 6時間未満	要支援1		741単位 (740)									
	要支援2		828単位 (826)									
6時間以上 7時間未満	要支援1		760単位 (759)									
	要支援2		851単位 (849)									
7時間以上 8時間未満	要支援1		861単位 (859)									
	要支援2		961単位 (959)									
8時間以上 9時間未満	要支援1		888単位 (886)									
	要支援2		991単位 (989)									

※1  
9~10時間未満 + 50単位  
10~11時間未満 + 100単位  
11~12時間未満 + 150単位  
12~13時間未満 + 200単位  
13~14時間未満 + 250単位

※1 吹出参照

支給限度額管理対象外

加算名		単位数	単位数				
			1日につき	1月につき	1回につき	3月に1回を限度	6月に1回を限度
入浴介助加算	(I)	40 単位	●				
	(II)	55 単位	●				
口腔栄養スクリーニング加算	(I)	20 単位					●
	(II)	5 単位					●
生活機能向上連携加算	(I)	100 単位				●	
	(II)	200 単位		●			
		個別機能訓練加算を算定している場合	100 単位		●		
個別機能訓練加算	(I)	27 単位	●				
	(II)	20 単位		●			
口腔機能向上加算	(I)	150 単位			●		
	(II)	160 単位			●		
科学的介護推進体制加算		40 単位		●			
ADL 維持等加算	(I)	30 単位		●			
	(II)	60 単位		●			
若年性認知症利用者受入加算		60 単位	●				
栄養アセスメント加算		50 単位		●			
栄養改善加算	1 月に 2 回を限度	200 単位			●		
サービス提供体制強化加算	(I)	22 単位			●		
	(II)	18 単位			●		
	(III)	6 単位			●		

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

## 各種加算の改定点（認知症対応型通所介護）

名称	詳細
(変更) 入浴介助加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合に加算します。</p> <p><b>イ 入浴介助加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。</b></p> <p>(1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。</p> <p>(2) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。</p> <p><b>ロ 入浴介助加算(Ⅱ)：次のいずれにも適合すること。</b></p> <p>(1) イに掲げる基準に適合すること</p> <p>(2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、居宅の浴室が、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員又は福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。</p> <p>(3) 事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。</p> <p>(4) (3)の入浴計画に基づき、個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行うこと。</p>
(変更) 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合する事業所の従業者が、利用開始及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に加算します。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しません。</p> <p><b>イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。</b></p> <p>(1) 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、利用者の口腔の健康状態に関する情報（利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p>

名称	詳細
	<p>(2) 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報（利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(3) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>① 栄養アセスメント加算を算定している間である又は利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>② 利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p><b>(5) 口腔連携強化加算を算定していないこと。</b></p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)：次のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>③ 算定日が属する月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(2) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>③ 算定日が属する月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p><b>④ 口腔連携強化加算を算定していないこと。</b></p>
<p>(変更) ADL維持等加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、利用者に対してサービスを行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り加算します。</p> <p>イ ADL維持等加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 評価対象者（事業所の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。</p> <p>(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p>

名称	詳細
	<p>(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が1以上であること。</p> <p>□ <b>ADL維持等加算(Ⅱ)</b>: 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。</p>
<p>(新設)</p> <p>高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>
<p>(新設)</p> <p>業務継続計画未策定減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>